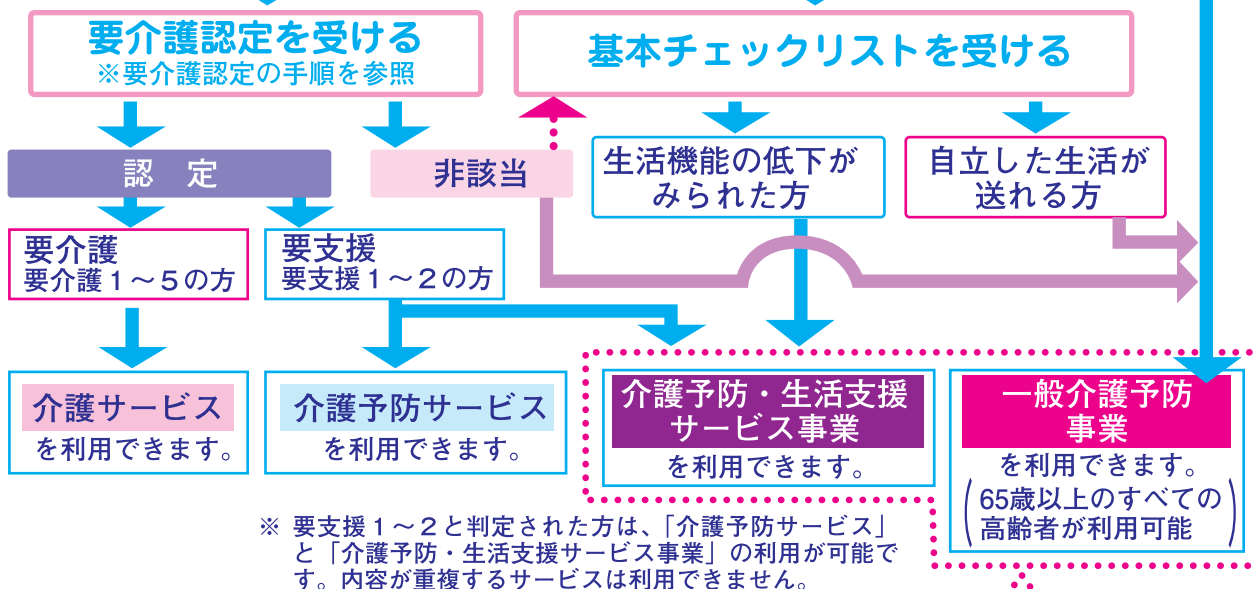


介護保険サービス 利用の手順

生活上の困り事や利用したいサービスについて
高齢者支援課・地域包括支援センターにご相談ください。



※ 要支援1~2と判定された方は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。内容が重複するサービスは利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の方の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

介護予防サービスの訪問介護、通所介護は **介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。

一般介護予防事業 → 20ページをご覧ください。

対象者 65歳以上のすべての高齢者
サービス内容 介護予防に関する講演や運動教室など

介護予防・生活支援サービス事業 → 21~22ページをご覧ください。

対象者 ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
サービス内容 ●訪問型サービス ●通所型サービス



要介護認定の手順

介護保険を利用するには、要介護認定を受ける必要があります。要介護認定までの流れは以下のとおりです。

1 申請する

高齢者支援課・地域包括支援センターと豊田支所で申請を受け付けております。
初回の申請は、高齢者支援課・地域包括支援センター窓口にご相談ください。

2 要介護認定（調査～判定）

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

3 結果の通知

要介護度（要支援1・2、要介護1~5）が決定されると、結果が申請者に通知され、介護保険の利用が可能となります。

※介護保険で利用できるサービスの種類や事業所の場所は23~24ページをご覧ください。

問い合わせ先

高齢者に関する相談窓口

(高齢者の総合相談窓口、介護予防プラン作成等)
●高齢者支援課 中野市地域包括支援センター (内線366)
●中野市地域包括支援センター 北信総合病院
電話 38-1377

介護保険に関する問い合わせ

(介護保険制度、介護保険料、要介護認定等)
●高齢者支援課 介護保険係 (内線365)

介護予防に関する問い合わせ

(地域支援事業、介護予防サービス等)
●高齢者支援課 介護予防包括支援係 (内線366)